

工事作業等許可申請手続きの手引き

平成25年12月（令和3年1月一部改正）

釜石海上保安部

第1. 工事作業許可申請手続き

1. 工事作業許可申請

(1) 根拠

港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第37条の5

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する（抜粋）。

(2) 申請が必要になる港

釜石海上保安部管内の申請が必要となる港は、次表のとおりです。

特定港	釜石港
特定港以外の港	山田港、大槌港、大船渡港、広田港

(3) 工事作業の範囲

- ① 一般的に工事又は作業と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるもので港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為、船舶の離着岸及び荷役など港内で通常行われる行為については除外されます。また、港則法第23条の危険物荷役等、同法の他の規定で規制対象としている行為も除外されます
- ② 定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の竹材、漁具類の敷設、漁礁の設置などは、漁業行為の前提としてなされるものではありませんが、工事又は作業に該当します。
- ③ 潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等の作業は、器具使用の有無に関係なく、作業に該当します。
- ④ 水面上における橋梁築造、岸壁補修、架線設置及び施工に伴い、陸上から水面上に構造物が張り出す場合は、工事又は作業に該当することがあります。
- ⑤ 採水、採泥、潮流観測等のように、調査場所で一旦停止した状態で実施する様な場合、当該行為により自船が操船不自由な状態となる場合などは、通常の航行形態とは異なり、他の船舶が避航するなど船舶交通に影響を及ぼすことになるので許可の対象となります。
- ⑥ 工事又は作業の許可が必要なものかについては、当該水域の利用実態と、当該作業等との関係について個別に内容を審査しなければ判断することができない場合もありますので、不明な場合は、当該作業等の概要と許可の要否について事前に港長に問い合わせ

て下さい。

- ⑦ 工事の進捗に伴い許可書の工事（作業）の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の理由等を記載した「工事・作業内容変更許可申請書」（様式の定めはありませんが末尾に掲載してあるものを参考にして下さい。）を提出のうえ、変更の許可を受けて下さい。
- ⑧ 工事（作業）が完了した時は、電話等により完了した旨を連絡して下さい。

(4) 申請書の提出時期

原則として工事に着手する1ヶ月前までに提出して下さい。内容によっては一般船舶の交通を制限したり、水路通報等により関係船舶に周知する必要があるためです。行政手続法に基づく標準処理期間は申請窓口にて閲覧できるようにしています。

(5) 申請書の様式及び提出部数

工事又は作業、行事許可申請書は共通の様式（末尾参照）になっていますので、1部提出して下さい。

(6) 申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」、つまり工事又は作業を実際に施工する責任者です。即ち、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。従って、請負契約を締結し工事等の施工が一任されている場合には、その請負先が申請者となります。また、令和3年1月1日以降、押印等が不要となりました。（末尾参照）

(7) 申請書の提出先及び宛名等

- ① 特定港に係る申請書は管轄する港長、特定港以外の港については管轄する海上保安部長へ提出して下さい。

提出先	申請書記載の宛名	適用される港
釜石海上保安部	釜石港長	釜石港
	釜石海上保安部長	山田港、大槌港、大船渡港、広田港

② 事務取扱窓口

釜石海上保安部 交通課
〒026-0012
釜石市魚河岸 1 - 2 釜石港湾合同庁舎 4 F
TEL 0193-22-3830 FAX 0193-22-4190

③ 事務取扱時間

受付時間は、平日（月曜日～金曜日）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分迄ですが、申請を受ける際には内容を確認するための聞き取り時間を要するため、午後 4 時 30 分までに窓口にお越しください。

閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日）は取扱いません。ただし、緊急の場合のみ、時間外、閉庁日でも取扱います。

2. 申請にあたっての留意事項

工事区域を設定する場合は、船舶交通の安全に及ぼす影響等が最小に留まるよう次の事項等に留意して計画して下さい。

- (1) 作業船等の配置及びアンカーワイヤーの展張方法・角度・長さは、航行船舶への影響が最少となるよう考慮して下さい。
- (2) 船舶交通に対する事故防止のため警戒船の配置、注意喚起、情報提供等の方法について対策を検討して下さい。
- (3) 工作物設置工事の場合、完成後の工作物への標識設置を検討して下さい。
- (4) しゅんせつ、杭打ち等海底に衝撃を与え又は海底をかく乱するような工事・作業について、事前に爆発物の探査を実施する必要がある海域は、海底土質によっては爆発物がかなり深く埋没している可能性があるため、探査の有効深度までしゅんせつするごとに再探査をする必要があり、また、探査は施工区域の外方 20メートル程度余分に行うよう計画して下さい。
- (5) 海域利用者へ工事内容を十分に説明し調整して下さい。
- (6) 申請書を提出してから不許可になり、又は計画を変更せざるを得ないようなことにならないよう、計画立案時から相談して下さい。

3. 申請書の具体的記載要領

(1) 目的及び種類

発注者からの工事名称をそのまま記載しないで、工事・作業の目的と海上で行う内容を簡潔に記載して下さい。

記載例

- 1 ○○航路を－○mに維持するためのしゅんせつ工事を実施する。
- 2 ○○海域においてしゅんせつ予定区域の深淺測量を実施する。
- 3 目的 ○○岸壁付近の静穏度を高めるために、港湾計画に基づき○○防波堤を築造する。
種類 防波堤築造の第1期工事として床掘り、基礎捨石工を実施する。

(2) 期間及び時間

契約工期ではなく海上で実際に工事・作業を行う期間及び時間を次のように記載し、予備日の設定があればその旨記載して下さい。(陸上での準備工等は含まれません。)

記載例

令和○○年○月○○日～令和○○年○月○○日
(予備日 令和○○年○月○○日～令和○○年○月○○日)
日出から日没まで(又は○○時から○○時まで)

(3) 区域又は場所

- ① 工事作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。
- ② 作業区域、施工区域等を表す場合は、海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離又は北緯、東経で示す地点を記入して下さい。灯台の名称は、海上保安庁発行の「灯台表」に記載された名称を使用し、名称が不明の場合は問合せして下さい。
- ③ 必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付して下さい。添付図面を作成する上で、海図のコピーを使用することは差し支えありません。

記載例

- 1 場所が点の場合
○○灯台から真方位○○度○○メートルの地点
又は、
北緯○○度○○. ○分 東経○○○度○○. ○分の地点
- 2 区域の場合
次の各地点を結んだ線により囲まれた海域
イ. ○○灯台から真方位○○度○○メートルの地点
ロ. イ点から 真方位○○度○○メートルの地点
ハ. ロ点から 真方位○○度○○メートルの地点
ニ. ハ点から 真方位○○度○○メートルの地点

又は、

イ. 北緯〇〇度〇〇. 〇分 東経〇〇〇度〇〇. 〇分の地点

ロ. 北緯〇〇度〇〇. 〇分 東経〇〇〇度〇〇. 〇分の地点

ハ. 北緯〇〇度〇〇. 〇分 東経〇〇〇度〇〇. 〇分の地点

ニ. 北緯〇〇度〇〇. 〇分 東経〇〇〇度〇〇. 〇分の地点

* 施工位置図、工事区域並びに現場付近の関係を示す位置図及び付近の詳細な部分図は、色分けをする等分かりやすくして下さい。

緯度・経度を日本測地系で記載されている例が見られますが、世界測地系（WGS）で記載して下さい。

(4) 方法

- ① 工事作業の方法及び手段を、施工順序に従って関係図面等を用いて、簡潔明瞭に記載して下さい。
- ② 火薬類を使用する工事作業は、その内容を明記するとともに、爆破による影響の範囲（保安距離）等を詳細に記載して下さい。
- ③ 作業船の配置により付近航行船舶の通航幅が著しく狭くなる工事作業については、図面等に作業船の配置、アンカー位置、標識の設置位置、警戒船配置状況を記載して下さい。（作業区域と港湾施設等との距離も記載）
- ④ 潜水作業については、潜水方法、潜水者数、潜水時間等を記入して下さい。
- ⑤ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法等について明確に記載して下さい。（照明は航路標識と誤認される虞がないものを使用して下さい。）
- ⑥ 作業船等が作業区域に頻繁に出入りする場合は、1日当たりの入港隻数を記載して下さい。
- ⑦ ケーソン等の長大物を曳航する場合は、曳航形態、曳航全長、警戒船配置、運航経路等を記載して下さい。
- ⑧ 工事作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数（全長、全幅、喫水）、機関馬力（警戒船にあっては速力）、連絡先等を一覧表にして添付して下さい。

用途	船名	総トン数	船舶の大きさ	船舶番号等	能力、装備等	有効期限	備考

記載例

次のように項目別に作業内容が分かるように記載して下さい。

1 基礎工

堤体工の水中コンクリート型枠セットのため床掘を行い、床掘した土砂はダンプカーで〇〇に運搬する。マウンド用の捨石は〇〇漁港内から運搬搬入し、潜水士により均しを行う。

2 堤体工

堤体を密着させるため、既存堤体の海藻等の除去を潜水士で行う。

その後、作業台船上で組立てした鋼製型枠を作業船クレーンで据付ける。

水中コンクリートの打設は、既存防波堤上にコンクリート圧送車を配置し、約30m配管し直接打設する。

その後、必要な強度が確保されたならば脱型して、この作業を5回繰り返す。

3 上部工

嵩上げ型枠はパネル合板を用いて現場で加工してセットする。

コンクリート打設の方法は堤体工と同じです。

4 消波工

消波用ブロックは、〇〇漁港港内ブロックヤードで製作し、トレーラーで陸上運搬し、13m岸壁で作業台船に積み込み海上運搬して据付けを行う。

(5) その他（事故防止措置等）

- ① その他の項目には、許可を受けようとする工事作業の事故防止措置のほか、付近の航行船舶に対する安全対策を記載して下さい。
- ② 事故防止措置（安全対策）としては、次のような事項を記載して下さい。
 - ・現場責任者、安全管理責任者の氏名、連絡先及び安全管理体制
 - ・標識の設置
 - ・警戒船の配備
 - ・荒天等の工事作業の中止基準
 - ・緊急時の連絡体制（夜間連絡先含む）
 - ・関係先との調整状況及び周知状況（周知先一覧等）
 - ・作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難場所及び保船対策
- ③ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記載して下さい。
 - ・海洋汚染防止に関する措置
 - ・変更時の手続き、完了届けに関する事
- ④ 工事作業の種類、規模等により異なりますが、次のような記載例を参考にして記載して下さい。

記載例

- 1 本工事の現場責任者を〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。
連絡先 昼間 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇㈱〇〇作業所)
夜間 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇自宅)
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (〇〇携帯)
- 2 施工に当たり、関係者による安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討等を行います。
- 3 作業船には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の標識を掲げます。
- 4 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。なお、岸壁から潜水作業を行う場合は、岸壁上に「潜水作業中」の横断幕等を掲げます。
- 5 警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意を喚起します。
専従警戒要員 〇〇〇〇 業務講習証明書 釜石第〇〇号
[警戒船を配備しない場合は、警戒船に代わる有効な警戒方法を記載して下さい。]
- 6 作業区域を明示するため、〇〇図のとおり灯浮標(型式〇〇、塗色黄色、単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、灯高〇m)を設置します。
[標識には所有者名を記載するようにして下さい。]
- 7 作業船のアンカーワイヤーが、通航船舶に支障がある場合は、作業を中止し作業船を移動するか又はアンカーワイヤーを緩めるなどして通航路を確保します。
- 8 気象の変化に留意し、気象警報等が発表された場合、又は次の基準に達した場合は作業を中止し、作業船を〇〇へ退避させます。
作業中止基準
一般作業の場合 (潜水作業の場合)
風速 〇m/秒以上 (風速 〇m/秒以上)
波高 〇m以上 (波高 〇m以上) (潮流 〇ノット以上)
視程 〇km以下 (視程 〇km以下) (水中視界 〇m以下)
- 9 事故発生等の緊急事態が発生した場合は、別添緊急連絡系統図により、釜石海上保安部に連絡するとともに、応急措置を施します。
- 10 作業船と警戒船とは、トランシーバ、携帯電話等により、また、潜水土船と潜水土とは水中電話等により常時連絡設定します。
- 11 作業船が作業現場に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、甲板等を照射します。
- 12 工事作業の内容を周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し関係者等に配布します。(周知先一覧表参照)

その他の記載例

- 1 工事作業に伴って発生する廃棄物及び油類が、海上に落下、流出しないようにシートを展張して回収し、〇〇に運搬して陸上で処分します。
- 2 しゅんせつに当たっては、別図のとおり周辺に汚濁防止膜を展張します。
- 3 しゅんせつ土砂は、〇〇地区埋立て用材に流用するため、別添のとおり溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。
- 4 工事作業許可申請書は、現場に携行します。
- 5 許可内容を変更する場合は、変更許可申請を行います。
- 6 工事が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。

(6) 参考事項

① 発注者、工事名、契約工期

・工事作業が契約工期以上に及ぶ場合は変更契約又は発注証明書又は指示書、協議書を添付して下さい。

② 工事に伴う他官庁の許可書（写し）

・水域占用許可、公有水面埋立許可、火薬類使用許可、特別採捕許可等（写し）

③ 海域利用者からの同意書

・許可申請に海域利用者からの同意書が添付されている例が見受けられますが、説明周知により了承が得られている場合、同意書の添付は必要ありません。

この場合、許可申請書に海域利用者との調整がなされている旨記載して下さい。

工事警戒船配備基準

海上における工事・作業、工作物の設置等の実施に際し、安全確保のため警戒船の配備については、工事・作業の内容、実施海域の実状に応じ、その都度施工者を指導してきているところですが、当釜石海上保安部管内の各港における警戒船の配備を要する工事作業などについては例示すると次のとおりです。

- (1) 港内におけるケーソンの曳航、据付け作業
- (2) 潜水作業、爆破作業など危険度の高い工事・作業
- (3) 港内における操縦性能制限船等の移動
- (4) 航行船舶の多い港内での工事・作業

第2. 行事許可申請手続き

1. 行事許可申請

(1) 根拠

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請が必要になる港

釜石海上保安部管内の申請が必要となる港は、次表のとおりです。

特定港	釜石港
-----	-----

(3) 行事の範囲

本条の行事とは、端艇競争、祭礼、集会、パレード、海上カーニバル、海上花火大会、海上デモその他統一された意思に従って、多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても水域を占有したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

一船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

行事の許可が必要なものかについては、当該水域の利用実態と、当該行事との関係について個別に内容を審査しなければ判断することができない場合もありますので、不明な場合は、当該行事の概要と許可の要否について事前に港長に問い合わせして下さい。

(4) 申請書の提出時期、様式及び提出部数、事務取扱い窓口は、工事作業の場合と同じです。

(5) 申請義務者は、行事实施責任者です（行事の実施について全般の指揮監督する権限を有する方）。

2. 申請にあたっての留意事項

行事の方法、事故防止措置、事故発生時の対策等について、次のような事項について検討して下さい。

(1) 船舶交通の安全上支障を生じるおそれのない計画である。

(2) 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が明確にされている。

(3) 秩序ある行動がとれる体制にある。

- (4) 行事参加者の危険防止措置、他船に対する警戒措置が適当である。
- (5) 事故発生時の対策が適当である。
- (6) 関係者の集合および解散の場所、要領等が適当である。
- (7) 船舶の定員超過その他法令に違反するおそれがない。
- (8) 関係先へ実施内容を十分に説明し調整して下さい。

3. 申請書の記載要領

(1) 目的

行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記載して下さい。

記載例

- ・ 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- ・ 第〇回〇〇海上花火大会
- ・ 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- ・ 第〇回〇〇杯ヨットレース大会

(2) 期間および時間

行事の開始及び終了年月日、時間を明確に記載して下さい。行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等で海面を占有する場合の時間も、行事時間として記載して下さい。なお、数日間にわたる行事については、そのスケジュール表を添付して下さい。

(3) 区域又は場所

行事の行われる場所若しくは経路又は位置図若しくは経路図を明確に記載して下さい。なお、港長が船舶交通の安全上必要と認める場合は、場所、経路、時間等を変更していただく場合があります。

(4) 方法

行事の方法を順を追って具体的に記載し、実施計画書等を作成した場合は添付して下さい。行事の参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船艇（船名、トン数等）、航行速力や旗流信号、音響信号等を使用する場合もその旨記載して下さい。

(5) その他（事故防止措置等）

- ① 現場における責任者の住所氏名、連絡先
- ② 指揮系統及び連絡方法（緊急時連絡体制含む）
- ③ 行事参加者に対する危険防止措置
- ④ 他船に対する警戒措置等
- ⑤ 荒天等の中止基準

(工事・作業又は行事) 許可申請書

令和 年 月 日

釜石港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏 名

1. 目的及び種類

2. 期間及び時間

3. 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4. 方 法

(火薬を使用する場合は、その旨明記すること。)

5. そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置について記載すること。)

(工事・作業又は行事) 内容変更許可申請書

令和 年 月 日

釜石港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏 名

1. 目的及び種類
2. 期間及び時間
3. 区域又は場所
4. 許可番号及び許可年月日
5. 変更の内容
6. 変更の理由
7. その他

令和3年1月14日
釜石海上保安部交通課

港則法に基づく各種手続の申請書等の様式変更について

今般、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年12月23日国土交通省令98号）により、国民や民間事業者等に対して押印等を求めていた手続について、押印等を不要とするための所要の見直しがなされました。

これらを踏まえ、港則法（昭和23年7月15日法律第174号）に基づく工事作業許可等の各種手続の申請書等様式の一部においても改正され、押印等が不要となりましたので、御了知のうえ、貴団体及び貴団体等関係者に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとされておりますのであわせてご留意願います。

記

■申請書等の様式が掲載されたURL（海上保安庁ホームページ）

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/info.html>

問い合わせ

釜石海上保安部交通課航行安全係

〒026-0012 岩手県釜石市魚河岸1-2

電 話 0193-22-3830

FAX 0193-22-4180